

通信記録物等管理要領（例規甲）

〔平成21年12月25日〕
兵警組例規甲第33号

（概要）

この要領は、犯罪捜査のための通信傍受に関する訓令（平成21年兵庫県警察本部訓令第20号）第8条の規定に基づき、通信記録物等の管理に関し必要な事項を定めたものである。